

奈良県文化会館公共施設等運営事業に関する質問書

実施契約書

No	該当箇所								タイトル	質問	回答
	頁	章	条	1	(1)	1)	①	ア	(ア)		
1	2								奈良県文化会館公共施設等運営事業実施契約書(電子署名)	「本書を電磁的記録で作成する場合は、奈良県及び事業者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。」とありますが、本事業は電子契約による締結が可能という認識で相違ないでしょうか。見積作成にあたり、印紙代の要否(算出)のため、ご教示いただたく存じます。	お見込みのとおりです。
2	9	1	12	1					契約保障等	第12条1. にて規定される契約保証金を、2. での担保の提供をもって代替できる点について、対象となるのは事業期間全体の「契約金額」全額の100分の10に相当する額となりますでしょうか、もしくは、当該年度毎の金額の100分の10に相当する額となりますでしょうか。	実施契約書(案)第12条第1項の契約金額は、同契約書(案)前文第6に記載する金額であり、事業期間全体の運営権の対価又は県負担額となります。
3	11	1	17	2					第三者に及ぼした損害	事業者に帰責事由ある第三者の損害に限定して責任を負う内容としてください。 ＜変更案＞ 事業者が、本事業の実施により、 <u>事業者の責めに帰すべき事由</u> により第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、当該損害の一切を当該第三者に対して賠償しなければならない。ただし、当該損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。	原案のとおりとします。なお、本項は、第三者に対する法的責任が認められない場合に事業者に対して損害賠償義務を負担させることは想定していません。
4	11	1	17	4					第三者に及ぼした損害	県が第三者に損害を賠償した場合の事業者への求償は、事業者に帰責事由がある場合に限定する内容としてください。 ＜変更案＞ 第2項本文の規定にかかわらず、第三者に対して県が損害を賠償した場合、県は事業者に対して当該賠償した金額(ただし、 <u>事業者の責めに帰すべき事由</u> により生じたものに限る。)を求償するものとする。事業者は、県からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払わなければならない。	原案のとおりとします。なお、第三者に対する法的責任が認められない場合に県が損害賠償を行うことは想定していません。

5	13	2	24	2					統括管理責任者(館長)等に対する措置請求	県への通知期間について見直しをお願いいたします。 ＜変更案＞ 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、請求を受けた日から、原則として10営業日以内に県に通知しなければならない。ただし、当該期間内にこの決定を行うことが困難と認められる場合は、事業者は、当該期間内に、その理由を明らかにした上で、県に対し、前項に定める措置について決定する期限についての協議を申し入れができる。県は、事業者の当該協議の申入れに理由があると認めるときは、本項に定める期間の延長その他の措置について、事業者と協議するものとする。	原案のとおりとします。10日以内に実施契約書(案)第24条第1項の請求に係る事項の決定が困難と認められる場合は、当該期間内に、その理由を明らかにした上で、県に協議を申し入れるようにしてください。
6	13	2	25	1					芸術監督	「県は芸術監督を選任することが出来る」と記載されていますので、芸術監督の謝礼金などは経費に計上しなくても良いと云う理解で良いでしょうか。	事業者の経費として計上する必要はありません。
7	13	2	25	5					芸術監督	芸術監督の助言に故意・過失ある場合の責任について見直しをお願いします。 ＜変更案＞ 事業者は、芸術監督の助言を踏まえて本事業を実施したことにより損害を被った場合であっても、芸術監督に対し、芸術監督に故意・過失がある場合を除いて、その損害の賠償を求めるることはできない。	原案のとおりとします。事業者は芸術監督の助言に従う必要はありません。そのため、事業者が芸術監督の助言に従って本事業を実施する場合は、事業者の責任で行うようにしてください。
8	14	3	27	1					統括管理業務の実施	「事業者は、自己の責任及び費用負担において、統括管理業務を実施するものとする。」と記載されていますが、事業者提案の経費計画の営業管理費の範疇で実施するとの理解で良いでしょうか。	事業者提案で作成した支出計画にかかわらず、実施契約及び要求水準書を遵守して統括管理業務を実施いただくことが必要になります。
9	14	3	29	2					事業報告書	原案の変更を希望します。 ＜変更案＞ 県は、事業者から提出を受けた事業報告書の内容を公表できるものとする。ただし、公表するときには、企業ノウハウ保持の観点から合理的な配慮を行うものとし、合理的な理由がない限り、事業者が非公表とすることを求めた情報等については、起票しないものとする。	原案のとおりとします。県は、奈良県情報公開条例の趣旨も踏まえて公表の是非を判断します。
10	16	4	36	1					事業者調達備品	「要求水準書付属資料2「事業者調達備品」に記載の標準数量を参考に、事業者と県との間で協議して定めるものとする。」と記載されていますが提案金額の範囲内での協議との理解で良いでしょうか。	実施契約書(案)第36条第1項に定める事業者調達備品の調達についてはお見込みのとおりですが、事業者が運営業務を行うにあたって必要となる備品が、当該協議により定めた数量で不足する場合には、事業者の責任と費用で調達いただく必要があります。

11	16	4	36	1						事業者調達備品	事業者調達備品はリースでの調達も可能でしょうか。	事業者調達備品のリースでの調達は、実施契約書(案)第36条第2項の県への譲渡ができないため、原則として認められません。ただし、事業者調達備品のうち備品使用料を設定して利用者等に使用させることを予定していないものであって、リースでの調達とすることで県負担額の低減が期待でき、かつ、事業終了時にリース契約を県又は県の指定する者に引き継ぐことを条件として、リースでの調達について県と協議することができるものとします。詳細は、リースでの調達を予定している具体的な事業者調達備品をご提示いただいた上で、競争的対話にてご確認ください。
12	16	4	36	1						事業者調達備品	要求水準書附属資料2において、標準の品目および数量が示されています。については、県の積算金額を開示ください。	開示する予定はありません。
13	16	4	36	2						事業者調達備品	「事業者は、前項に従い事業者調達備品を取得したときは、直ちにその所有権を県に無償で譲渡するものとする。」と記載されていますので、調達した備品の経費は調達年度に一括計上する認識で良いでしょうか。	事業者における会計及び税務処理については、事業者にてご検討ください。
14	18	6	41	1						本施設の契約不適合責任	本施設引渡日から2年以降であっても、本施設の引き渡し時における県または建築請負事業者の契約不適合責任については、第89条で事業者に科せられている義務と同様に、故意または重大な過失による契約不適合が発生した場合においては請求可能とするべきではないでしょうか。	実施契約書(案)第41条第5項の期間経過後であっても、県とリニューアル工事の建築請負事業者との契約に従い、県が当該請負事業者に対して契約不適合責任を追及できる場合は、その範囲で本施設の修補又は損害若しくは費用負担について県と協議できることとします。

15	18	6	41	1					本施設の契約不適合責任	原案の変更を希望します。 <変更案> 本施設引渡日以後、第37条の規定により引き渡された本施設が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの(本施設引渡日時点で本施設に存する物理的な契約不適合であって、リニューアル工事の対象に含まれている部分については、リニューアル工事の完成図書の記載に適合しないものをいい、本施設のうちリニューアル工事の対象に含まれていない部分については、要求水準書に定める性能又は品質に適合しないものをいう。なお、経年劣化(提案書を提出した日までに発見することが困難であったものは除く)は契約不適合に該当しない。以下、本条において「契約不適合」という。)であることが発見された場合、事業者は、当該契約不適合の存在及び内容を速やかに県に通知するものとする。	原案のとおりとします。経年劣化は契約不適合に該当しません。
16	18	6	41	2					本施設の契約不適合責任	リニューアル工事の建築請負事業者が県に対して責任を負う限度を超える額・範囲での修補が必要となった場合には、超えた分については県の負担で修補いただけるという理解で良いでしょうか。	実施契約書(案)第41条第2項記載のとおりです。契約不適合がリニューアル工事の対象に含まれている場合は、リニューアル工事の建築請負事業者が県に対して責任を負う限度で当該契約不適合部分の修補を行います。
17	18	6	41	5					本施設の契約不適合責任	「事業者は、本施設引渡日から2年以内でなければ、前各号に基づく契約不適合を理由として修補又は損害若しくは費用負担の請求をすることができないものとする」との記載がありますが、リニューアル工事の対象に含まれていないものは適用外との理解でよろしいでしょうか。	実施契約書(案)第41条第5項の規定は、リニューアル工事の対象に含まれていない部分にも適用されます。
18	18	7	42	4					維持管理業務の実施	「事業者は、自らの責任と費用(通常の必要費を含むが、これに限定されない)により本施設以外の事業敷地維持保全を実施し、事業改良のための費用若しくはその他の有益費を支出しても、当該費用を県に対して請求しない」との記載がありますが、本施設以外の事業敷地とはどこの敷地になりますか。ご教示ください。	本施設以外の事業敷地には、本施設の敷地が該当します。なお、「本施設」には、敷地に付着する工作物等を含みますが、土地は含まれません。

19	21	7	50	1	(1)					施設の損壊	「原因の如何を問わず本施設が損害したときの修繕等・更新投資で、修繕計画書に記載がないものの取扱い」について記載があります。また当該修繕等・更新投資は「修繕業務の区分」記載の修繕区分に従い、事業者又は県がその費用で実施するとされています。不可抗力により本施設が損害したときの復旧費用については、不可抗力のリスク分担の考え方に基づき協議を行うとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。実施契約書(案)第50条第1項第1号に基づき事業者が費用負担する場合であって、本施設の損壊が不可抗力に起因するときは、実施契約書(案)第78条から第81条までの規定を適用することを妨げません。
20	22	9	56	2						利用料金の設定及び収受	「利用料金を要求水準書記載の日までに定めて、県に届け出なければならない。」とございますが、要求水準書に記載を見つけられませんでした。いつまでに定める必要がございますか。	開業準備業務には、施設利用規約の作成という業務があり、それに施設の料金体系を定める必要があります。開業準備業務は、実施契約締結日から運営期間開始日の前日までの業務期間に実施することとなっており、その期間内で定めてください。
21	22	9	58							自主事業に関する業務の特則	2項として貴県とJNOとの間で締結された協定書の内容を確認する必要がある場合に備えて、協定書の開示を求められる内容の規定の追加をお願いします。 ＜追加案＞ 2. 県は、事業者が、前項のJNOとの連携、調整及び協力のために「奈良県とJapan National Orchestra株式会社との文化活動の振興に関する連携協定書」(令和4年2月28日)及び、「奈良県とJapan National Orchestra株式会社との奈良県文化会館の活用促進に関する連携・協力事項」(令和6年5月13日)の内容の確認を求めた場合は、事業者に対して、これらの協定書の開示をしなければならない。	守秘義務対象資料として開示します。
22	24	12	66	2						県による指示等	原案の変更を希望します。 ＜変更案＞ 前項の県の調査又は指示に従うことにより事業者に費用が発生する場合、かかる費用の負担割合については、県と事業者で協議の上決定する。	原案のとおりとします。実施契約書(案)第66条第1項の調査又は指示は、事業者による本事業の適正な遂行に必要なものであり、不合理に調査又は指示を行うことは想定していません。

23	25	12	67	5					モニタリング実施計画書の変更	原案の変更を希望します。 <変更案> 第1項又は第2項のセルフモニタリング実施計画書及びモニタリング実施計画書の変更が県又は事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により行われた場合には、本契約に別段の定めがあるときを除き、事業者は、かかる変更に伴い自らに発生した全ての増加費用について、一時的な支払等を行うものとする。また、県及び事業者は、かかる変更に伴い事業者が一時的に支払等を行った増加費用の最終的な負担方法について、合意が成立するまでの間、誠実に協議する。ただし、1か月以内に協議が調わなかった場合には、県と事業者との間で折半する。	原案のとおりとします。なお、セルフモニタリング実施計画書及びモニタリング実施計画書の変更の原因によっては、実施契約書(案)第73条から第81条までの規定を適用することを妨げるものではありません。
24	25	12	69	3					[県負担額の支払及び]レベニューシェア	「県負担額の支払額は、別紙8の定めに従って改定されるものとする」とありますが、地政学的リスクや不測の事態に伴う急激なインフレ等、別紙8に定める算定方式(スライド条項)では補いきれない社会経済情勢の著しい変化が生じた場合、事業継続の観点から、県負担額の改定について別途協議を行うことを認める規定を設けていただくことは可能でしょうか。	別紙8 物価変動に基づく県負担額の改定では、人件費、物件費、役務費、修繕費、光熱水費の費用ごとに改定を行うこととしており、その範囲で県負担額の改定を実施します。
25	26	13	72	1					責任及び損害等の分担原則	原案の変更を希望します。 <変更案> 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任(事業者に帰責事由のあるものに限る)を負うものとする。	原案のとおりとします。
26	27	13	76	1					法令改正に基づく協議及び追加費用の負担	維持管理・運営業務に影響を及ぼす法令等(労働基準法等)の変更により事業者に増加費用が発生した場合には発注者負担という理解で良いでしょうか。	実施契約書(案)第76条及び第77条の規定に従い判断します。
27	30	15	86	5					事業期間	オプション延長を希望する場合、延長に係る運営権対価又は県負担額についてはそれまでの運営期間の金額に囚われず、柔軟な協議に応じていただけるとの理解で良いでしょうか。	オプション延長期間に係る運営権対価又は県負担額に関する協議について、現時点で特定の前提条件を設けるものではありません。

28	30	15	86	5					事業期間	オプション延長を希望する場合に「本施設の修繕等に係る区分」について協議を行うとありますが、想定される内容についてご教示ください。	要求水準書付属資料9「修繕業務の区分」の内容を見直すことが考えられます。
29	30	15	87	1	(3)				事業引継	原案の変更を希望します。 <変更案> 事業者は、県の指定する日までに、本事業に関して自身が有する財務、運営及び技術(知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンス並びに本施設の運営に必要なマニュアル及び使用者リスト等を含むが、事業者又は第三が秘密情報として保持する情報は除く。)に関する全ての最新文書を県又は県の指定する者に電子媒体(県又は県の指定する者が必要とする場合にはハードコピーを含む。)で提供しなければならない。なお、本号に基づき提供する最新文書の内容については、県と事業者との間で事前に協議を行った上で決定する。	原案のとおりとします。秘密情報の内容が明確ではありませんが、事業終了後の本施設の運営等に必要な情報はご提供いただく必要があります。
30	31	15	89	2					契約終了による事業引継後の施設の契約不適合責任	事業引継後の契約不適合責任については、あくまでも事業者が適切に業務を履行していなかった場合に請求されるものであり、事業期間終了後2年間に発生するあらゆる不具合等の責任を担保するものではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、実施契約書(案)第70条第3項記載のとおり、運営期間終了後2年間は、原則として本事業に係る施設及び設備の修繕等及び更新投資を必要としないよう維持管理業務を行っていただく必要があることにご留意ください。
31	31	15	89	2					契約終了による事業引継後の施設の契約不適合責任	原案の変更を希望します。 <変更案> 前項の規定は、県又は県の指定する者が、前条の規定により事業者から各種資産を買い取った場合について準用する。ただし、買い取りの際に、契約不適合があることを知っていた又は知り得た場合は、この限りではない。	実施契約書(案)第89条第2項に関し、県又は県の指定する者が事業者所有資産を買い取ったときに知っていた契約不適合については、事業者にその責任を追及することはありません。

32	33	16	95	2					解除又は終了の効果	原案の変更を希望します。 <変更案> 前項の場合において、事業者は、県又は県の指定する者による本施設の運営に係る本事業の実施に協力するため、本契約が解除又は終了した後で県と事業者との間で協議して決定した期間、県又は県の指定する者から、協議で定めた委託料の支払いを受けることを条件に、本施設の運営に係る事業に関し業務の委託を受ける等の協力義務を負う。	原案のとおりとします。ただし、県の責めに帰すべき事由により実施契約が解除された場合には、実施契約書(案)第95条第2項の協力に要する費用は、引継ぎに要する費用として県がこれを負担します。
33	33	16	97	1	(2)				損害賠償—事業者の事由による解除	原案の変更を希望します。 <変更案> 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、その債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。	原案のとおりとします。
34	37	18	107	1					著作権の利用等	原案の変更を希望します。 <変更案> 県は、成果物について、事業者が利用制限を設けたものを除き、県の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。	原案のとおりとします。利用制限の内容が明確ではありませんが、県が事業期間終了後の本施設の運営等に必要な成果物を利用する権利及び権限を制限することは想定していません。
35	38	18	109	1					第三者の有する著作権の侵害防止	原案の変更を希望します。 <変更案> 事業者は、事業者の知る限りにおいて、成果物及び本施設(維持管理期間に事業者が本契約に基づき保守、修繕等又は更新投資を行った部分に限る。以下、本条において同じ。)が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを県に対して保証する。	原案のとおりとします。
36	38	18	109	2					第三者の有する著作権の侵害防止	原案の変更を希望します。 <変更案> 事業者は、成果物又は本施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、事業者に責めに帰すべき事由がある場合に限り、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要となる措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。	原案のとおりとします。なお、本項は、第三者に対する法的責任が認められない場合に事業者に対して義務を負担させることは想定していません。

37	38	18	110	1					第三者の知的財産権等の侵害	原案の変更を希望します。 ＜変更案＞ 事業者は、本契約の履行にあたり、事業者の知る限りにおいて、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権(以下「知的財産権等」という。)を侵害しないこと、並びに事業者が県に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを県に対して保証する。	原案のとおりとします。
38	38	18	110	2					第三者の知的財産権等の侵害	原案の変更を希望します。 ＜変更案＞ 事業者が本契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は事業者が県に対して提供するいづれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者に責めに帰すべき事由がある場合に限り、当該侵害に起因して県に直接に生じた合理的な損失、損害及び費用につき、県に対して補償及び賠償し、又は県が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、県の特に指定する維持管理方法等を使用したことによる起因する場合には、この限りではない。	原案のとおりとします。なお、本項は、第三者に対する法的責任が認められない場合に事業者に対して義務を負担させることは想定していません。
39	39	19	115	1					秘密保持	原案の変更を希望します。 ＜変更案＞ 本契約の各当事者は、本事業又は本契約に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の目的以外には使用しないことを確認する。なお、第5号及び第6号に掲げるものについては、法令により開示しなければならない者以外に対しては、守秘義務を負う。	原案のとおりとします。
40	39	19	117	2					準拠法及び管轄裁判所	原案の変更を希望します。 ＜変更案＞ 本契約に係る訴訟については、奈良地方裁判所をもって合意による第一審の専属管轄裁判所とする。	原案のとおりとします。
41	44			41					別紙1 定義集 修繕等	修繕等では設備機器等の取り替えは想定しておらず、機器の取り替えに関しては全て大規模修繕にて行うという認識でよろしいでしょうか。	修繕等には、要求水準書付属資料9に記載のとおり、設備機器も含まれます。また、修繕等の定義にも記載のとおり、取り換えも含まれます。

42	44			46					別紙1 定義集 大規模修繕	事業範囲外とされている『大規模修繕』で「劣化したものを初期の水準に回復させる」と挙げられていますが、小部品以外の部品等を新しい物に取り替える作業は全て大規模修繕に該当するすると考えて良いか。	部品等の取り換えは、大規模修繕ではなく、修繕等の範囲に含まれます。No.41参照。
43	44			46					別紙1 定義集 大規模修繕	消火器の交換は初期の水準に回復させるのではなく、更新となるため、県負担の大規模修繕という理解でよろしいでしょうか。	建物竣工引き渡し時点で必要な消火器は県で調達しますが、運営期間中は消耗品として更新も含め、事業者の負担で管理、更新してください。
44	44			46					別紙1 定義集 大規模修繕	「大規模修繕」についての定義が示されておりますが、「大規模修繕」に該当する具体的な事例を建築・電気・機械等に分けてお示し頂けますでしょうか。	リニューアル工事を実施したため、事業期間中に、本施設の老朽化に対応し、劣化したものを初期の水準に回復させるための大規模修繕の発生は想定していません。 大規模修繕については、適正な維持管理を実施したうえで、例えば、建築では老朽化による外壁の全面的なひびわれ補修工事や屋上の全面的な防水工事等、電気では中央監視制御設備の全面的な入れ替え、機械では全面的な昇降機設備の入れ替え等が該当すると想定します。
45	46			59					別紙1 定義集 不可抗力	原案の変更を希望します。 <変更案> 地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、高潮、異常潮位、高波、異常降雨、地滑り、落盤、土砂崩壊その他等の自然災害又は戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、騒擾、暴動、労働争議、サイバー攻撃その他等の人為的な事象であって、県及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由(県及び事業者のいずれによっても予見し得ず、又は予見できてもその損失、損害若しくは傷害の発生を防止する手段を合理的に期待できないような一切の事由)をいう。	原案のとおりとします。なお、サイバー攻撃についても、本号の定義に照らして不可抗力に該当するケースがあることを否定するものではありません。
46	51			(4)	1)				別紙4 モニタリング基本計画 是正勧告(レベルの認定等)	「災害時等における防災設備等の未稼働」が重大な事象の例として挙げられていますが、稼働とは異常を検知した場合に正しく鳴動する状態であれば良いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

47	55	3	2					別紙5 建物使用貸借契約(案) 使用目的	飲食施設をテナントへ転貸する場合、水光熱費の取り扱いはどのようにになりますか。テナント部分にメーターの取り付けは可能でしょうか。	電気・水道については、リニューアル工事にて、カフェ・厨房用のメーターを設置します。都市ガスについては、テナントにてガス会社に申請の上、メーターを取り付けてください。
48	57	14	2					別紙5 建物使用貸借契約(案) 損害賠償等	原案の変更を希望します。 <変更案> 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、第11条第1項の規定に基づき本契約が解除されたとき又は第12条の規定に基づき本契約が終了したとき(乙に責めに帰すべき事由がある場合に限る)は、甲の受けた損害を賠償しなければならない。	原案のとおりとします。なお、実施契約が県の責めに帰すべき事由により解除された場合には、実施契約書(案)第99条の適用を妨げるものではありません。
49	59		1	(2)		①		別紙6 付保する保険 保険内容	免責についてなしと記載がありますが、加入している(加入する)保険で免責金額が定められている場合、事故等発生時に免責金額内の賠償が発生した場合には受託者で支払いを行えば良く、必ずしも保険での保証・賠償を求めるわけではない(免責額がある場合でも認められる)と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	62		1					別紙7 県負担額の支払方法 県負担額(開業準備期間)の支払時期	開業準備期間については「毎事業年度の終了後に請求書を提出」とあります。次ページの支払いスケジュールでは令和8年度に2回、令和9年度に4回設定されております。後者を正として開業準備期間中であっても月報などの提出をもって4半期に1度程度の支払いを受けられるものとして考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。開業準備期間も四半期ごとに支払うこととします。 なお、各年度の支払いについては事業者提案の収支計画表に基づいて、債務負担行為の範囲内で、各年度の当初予算要求をおこないます。令和8年度は初年度であり、収支予算が出ておらず、予算措置ができないため実施契約書(案)別紙7及び収支計画表について、必要な修正を行いました。
51	62		2			②		別紙7 県負担額の支払方法 県負担額(運営期間)の支払時期	「業務報告書」とございますが、第29条の「四半期報告書」を指しておりますでしょうか。	要求水準書P16に記載の事業報告書(月報や四半期報告書を含む)に修正します。

52	62			2			③		別紙7 県負担額の支払方法 県負担額(運営期間)の支払時期	事業者は、モニタリングの結果を確認の上、毎年7月(第1四半期分)、10月(第2四半期分)、1月(第3四半期分)及び4月(第4四半期分)又は結果通知から10日以内(休日を含まない。)に、県に対して請求書を提出する。	原案の文言をご記載の文言に変更することを求めるご質問としてご回答します。原案のとおりとします。
53	65								別紙8 物価変動に基づく県負担額の決定	「物価変動に基づく県負担額の見直しは、運営期間の開始後毎年1回行うこととする。」とありますが、開業準備期間中の物価変動(事業者調達備品や設備工事など)に基づく県負担額の改定方法をご教示ください。	開業準備期間は物価変動については対象外とします。
54	65								別紙8 物価変動に基づく県負担額の決定	6行目以降、「公募公告時点(2025年12月)の指標の数値」と「毎事業年度4月の指標の確報値」を比較し、1.5%を超える物価変動が生じた費目は、生じた差分に応じて翌事業年度の県負担額を改定する、との記載がありますが、この数値(1.5%)は決定事項との認識でよろしいでしょうか。例えば、数値1.4%が数年間続いた場合、協議に応じて頂ける可能性はございますでしょうか。	原案のとおりとします。
55	65								別紙8 物価変動に基づく県負担額の決定	「1.5%を超える物価変動が生じた項目は、生じた差分に応じて翌事業年度の県負担額を改定する。」との記載があります。より実態に即した改定をお願いしたいことから、1.5%以下の物価変動が生じた場合も差分について改定して頂くことに変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。1.5%以下の物価変動については県負担額の改定を行わない前提でご提案ください。
56	65								別紙8 物価変動に基づく県負担額の決定	「別紙8 物価変動に基づく県負担額の改定」にて県負担額の見直しについて記載がありますが、事業者が県による負担総額を0円とする提案をした場合においては、いかなる事由でも県からの補填等措置はなされないのでしょうか。通常とかけ離れた急激なインフレ等、特段の事情があれば協議することとできないでしょうか。	第1文については、別途実施契約書に定めがある場合を除き、お見込みのとおりです。独立採算のご提案がある場合には、物価変動に応じて利用料金を改定することで費用増加を吸収いただくことが合理的と考えています。

57	65							別紙8 物価変動に基づく県負担額の決定	維持管理業務はそのほとんどを人件費が占めます。地域における最低賃金の変動と雇用する職員の給与が連動する傾向が強いため、「最低賃金」の変動率、もしくは、「建築保全業務労務単価」の変動率を指標として採用いただけます。そういった、公表元も異なる指標への変更の協議にも応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。現在実施契約書(案)の各指標を採用される場合、昨今的人件費や材料費費の高騰での運営維持管理費のコスト増加に全く連動しておらず、事業期間における人件費増等を想定、加味して入札せざるを得ません。	最低賃金等は政策誘導的な側面があるため、本事業の物価変動の指標は、透明性・公平性がある公的機関の提供する統計値を使用することとします。
58	65							別紙8 物価変動に基づく県負担額の決定	維持管理業務はそのほとんどを人件費が占めます。地域における最低賃金の変動と雇用する職員の給与が連動する傾向が強いため、「最低賃金」の変動率、もしくは、「建築保全業務労務単価」の変動率を指標として採用いただけます。そういった、公表元も異なる指標への変更の協議にも応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。現在実施契約書(案)の各指標を採用される場合、昨今的人件費や材料費費の高騰での運営維持管理費のコスト増加に全く連動しておらず、事業期間における人件費増等を想定、加味して入札せざるを得ません。役務費についても人件費上昇と連動して上昇するものが多いため、お願ひいたします。	No.57参照。
59	65							別紙8 物価変動に基づく県負担額の決定	「物件費」及び「役務費」の改定に用いる指数(日本銀行「企業物価指数」および「企業向けサービス価格指数」)について、具体的な指数の階層(類別等)が明示されておりませんが、各指数の「総平均」を一律に適用する想定でしょうか。或いは、決定した科目ごとに、対応する「類別」や「小類別」の指数を選択して算定する想定でしょうか。後者の場合、採用する階層(類別等)の決定プロセスについても併せてご教示ください。	物件費の日本銀行「物価指數月報」の企業物価指数及び役務費の日本銀行「物価指數月報」の企業向けサービス価格指数ともに「総平均」を適用します。